

軽度外傷性脳損傷に係る労災認定基準に関する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂し、その結果、持続する頭痛、記憶障害、倦怠感等があらわれる疾病である。

平成19年の世界保健機関（WHO）の報告によれば、軽度外傷性脳損傷の発生は毎年10万人当たり150人から300人と推測されており、その対策が求められるところである。

この病気は、磁気共鳴画像法（MRI）などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険（自賠責）の補償の対象にならないケースが多い。しかし、世界保健機関（WHO）において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができると言われて

いる。

働くことができない上に補償も十分に受けられない患者は、経済的に追い込まれて苦しんでいるのが現状であり、早急の救済が必要である。

よって、政府におかれては、これらの現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働くことができない患者に対し労災の障害(補償)年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、画像検査にかわる外傷性脳損傷の判定方法として他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、国民への啓発・周知を図ること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐文